

高齢者在宅福祉サービス

長寿保険課
☎823-9609
☎823-9627



在宅で生活している高齢者を対象に次のようなサービスなどを提供しています。※要申し込み。

<p>寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス★ ご自宅の寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。 対象◆ ①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の人 ②要支援・要介護認定者 利用回数◆1年につき2回、1回につき3枚まで(うち同種類は2枚まで) 利用料◆掛け・敷きふとん1枚につき300円、毛布1枚につき50円</p>	<p>緊急通報システム設置 緊急時にボタンを押すと、24時間いつでも通報センターにつながり、ご近所の方の協力による安否確認などを行います。 対象◆ ①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の人 ②重度身体障害者(1・2級)のひとり暮らし、または重度身体障害者(1・2級)のみ世帯の人 利用料◆ 住民税課税世帯…1カ月2,872円 住民税非課税世帯…無料</p>	<p>訪問理美容サービス★ ご自宅で理髪を受けられるよう、理美容師の出張サービスを行います。 対象◆①～③に該当し、理髪店に行くことが困難な人 ①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の人 ②身体障害者手帳をお持ちの人 ③要支援・要介護認定者 利用回数◆年4回まで 利用料◆①②…1回1,000円 ③…1回1,500円</p>	<p>配食サービス 調理することが難しい人に夕食の宅配を行います。また、宅配時に安否確認を行います 対象◆ ①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の人 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 内容◆月～金曜日のうち希望する曜日の夕食 ※土・日曜日、祝日、年末年始の宅配はありません。 利用料◆1食410円</p>
<p>あんしんホットコール★ 相談員が定期的に電話をかけ、安否確認や日ごろの不安を相談できます。 対象◆65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の人 利用回数◆週5回まで(月～金曜日のうち希望する曜日) 利用料◆無料</p>	<p>徘徊高齢者家族支援サービス 認知症により徘徊する恐れのある人を、早期に発見するGPS機能つきの機器を貸し出します。 対象◆おおむね65歳以上の徘徊する恐れのある高齢者を介護している家族 利用料◆1カ月540円</p>	<p>外出支援サービス★ 一般の交通機関の利用が困難な人に、車で乗車できる自動車を貸し出します。 対象◆ ①おおむね65歳以上で心身の障がいなどにより一般の交通機関の利用が困難な人 ②おおむね60歳以上で下肢が不自由な人 利用料◆移送用自動車に係る燃料費 ※運転手が必要です。</p>	

★印のサービスについては、社会福祉協議会(☎820-0294)でも申し込みできます。

障がい者の方々へのサービス

身体障害者手帳・療育手帳◆社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627 Eメール hukushi@town.kaita.lg.jp
精神障害者保健福祉手帳◆保健センター ☎823-4418 ☎823-0020 Eメール hoken@town.kaita.lg.jp

サービス	身体障害者手帳・難病患者等	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
医療費助成	重度の障害者(身体障害者手帳1、2、3級・療育手帳④、A、⑥)の保険診療の自己負担について助成。 [自立支援(更生・育成)医療]障がい除去または軽減のための医療費について助成。 ・人工透析療法、人工関節置換術など		[自立支援(精神通院)医療]在宅の精神障がい者の通院による精神医療費の助成。
特別児童扶養手当	重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給。 ・1級月額51,700円 ・2級月額34,430円(平成30年4月に額改定)		
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳以上の人に支給。 ・月額26,940円(平成30年4月に額改定)		
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする重度の障がいがある、在宅の20歳未満の児童に支給。 ・月額14,650円(平成30年4月に額改定)		
重度心身障害者介護手当	手当の障害程度基準を満たす、5歳以上20歳未満の障がい児の保護者に支給。 ・月額3,000円または月額4,000円		
心身障害者扶養共済	障がいのある人を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に支給。(所得に応じて、掛金の半分が町から助成されます)		
障害福祉サービス	障がいのある人の日常生活を援助し、自立を支援するためのサービスを提供。(居宅介護・短期入所・施設入所・就労移行支援・就労継続支援・自主訓練など)		
障害児通所支援	障がいにより療育が必要な児童に対して行う給付。(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など)		
地域生活支援事業	地域特性に応じて、障がいのある人の社会生活を援助するための支援。移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、配食サービス、訪問理美容サービス、緊急通報システム、自動車運転免許取得・自動車改造費助成、成年後見制度利用支援事業など		
補装具費の支給	身体障がいを補うための用具購入・修理費用の助成。 ・補聴器、車椅子、義肢など		
日常生活用具の給付	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具購入費用の助成。 ・入浴補助用具、ストマ用装具、住宅改修、聴覚障害者用通信装置(FAX)など		
通所交通費助成	施設や事業所に通所している障がいのある方に対し通所交通費の一部を助成。(1日280円を上限)		
手話通訳者派遣	聴覚に障がいのある人に手話通訳者を派遣。依頼は(社)広島県ろうあ連盟へ(FAX252-0309またはEメールhrrren@do3.enjoy.ne.jp)		
要約筆記者派遣	聴覚に障がいのある人などに要約筆記者を派遣。依頼は社会福祉課のFAXやEメールでも可。Eメールの際は、必ず件名に「要約筆記依頼」と入れ、派遣についての詳細を入力してください。メールにて依頼調整をします。		
重度障害者福祉タクシー助成	対象となる重度障害者が利用した福祉タクシーの利用料金のうち1回につき640円を限度に助成。年間24枚(じん臓機能障害の身体障害者手帳1級所持者は年間48枚)を限度にタクシー乗車券を交付。		
税制上の優遇	所得税、住民税や自動車税や新マル優制度など、税制面での優遇。		
相談事業	障がいのある人やその家族などからの相談を受けています。 社会福祉課 ☎823-9207 【身体障がい者・知的障がい者・障がい児】 保健センター ☎823-4418 【精神障がい者・難病等患者】 海田町社会福祉協議会 ☎820-0294 【障がい者・障がい児】 社会福祉法人 柏学園 ☎282-6500 【障がい児・知的障がい者】 障害者相談員 【身体】海老原 由訓 ☎823-6247 建道 哲郎 ☎823-2322 【知的】道下 政子 ☎823-1446		こころの相談室について、詳しくは広報7ページをご覧ください。
その他	思いやり駐車場利用証交付、難聴児補聴器購入助成、上下水道料金の減免、町営住宅への入居優先、NHK放送受信料の減免、障害基礎年金の受給、有料道路通行料金の割引、特別障害給付金生活福祉資金の貸付、海田市駅前輪場の登録利用料の減免、運賃割引など		

※各サービスを受けるためには申請が必要で、障がいの程度や所得などの要件を満たす必要があります。詳しくは担当課に問い合わせてください。

ひきこもりに悩んでいませんか…

ひきこもりとは…いくつかの要因が重なって、社会参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたりおむね家庭内にとどまりつづけている状態をいいます。

本人の気持ちは…

- ① 孤立感、焦り、不安な気持ちでいっぱいです
誰にもわかってもらえない、これから先どうなるんだろう、と不安でいっぱいです。
- ② 傷つきやすく、自信が持てない状態です
社会参加することで傷つくことを恐れ、ひきこもり状態となります。
- ③ 温かく柔らかい雰囲気づくり
原因探しが家族間で責めることはやめ、本人の苦しさや辛さを受け止めましょう。

変化が見られます。

- ① 家族もひきこもらないこと
家族が孤立したり、疲れを感じないために、相談機関の利用や、家族会へ参加するなど、気持ちのはげ口を見つめましょう。
- ② 温かく柔らかい雰囲気づくり
原因探しが家族間で責めることはやめ、本人の苦しさや辛さを受け止めましょう。

相談機関の紹介(予約制です。まずはお電話ください。)

- 5月のこころの相談室(保健センター) 5月22日(火) 13時30分(面接相談)
- ひきこもり相談支援センター (面接相談) 電話893-5242
- 県立総合精神保健福祉センター (電話相談・面接相談) 電話884-1051 (面接相談)

① 焦らないこと
とても難しいことですが、家族の対応によって少しずつですが

ひきこもりの回復のために…

③ 人一倍、物音や周囲の状況に神経を使い、敏感です
非常に繊細で傷つきやすく、周囲に対して不自信を抱きやすい状態です。